# るの記題題

### (会社の税務 よろず相談室(84)消費税 その31

### インボイス制度における 立替金の事例について

Q. 当社は取引先に経費等を立て替えてもらう場合がありますが、この場合の適格請求書の保存要件について教えてください。

#### Α

貴社(A社)が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります(インボイス通達4-2)。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発 行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書 発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができ ます。

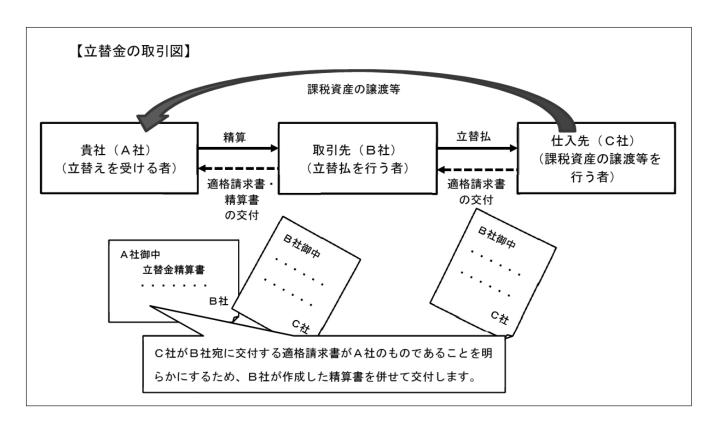
なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

#### (参考)

A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添えるなどし、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した(立替えを受けた者の負担額が記載されている)立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、立替払いを受けたA社等は、立替金精算 書の保存をもって適格請求書の保存があるものとし



て取り扱われるため、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか(すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか)を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方であるC社から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を基礎として、立替払いを受ける者の負担割合を乗じてあん分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要があります。また、立替金精算書に記載する複数の事業者ごとの消費税額等の合計額が適格請求書に記載された「消費税額等」と一致しないことも生じますが、この消費税額等が合理的な方法により計算されたものである限り、当該立替金精算書

により仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ(経費)が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿) (監修:関東信越税理士会 松本支部)

# 人なるあるさと!

## 「常念岳」 横まな山窓 まくから地

~ 雄大な山容 古くから地域の 人びととともに~

松本市と安曇野市にまたがる常念岳。安曇野市では その美しいピラミッド型の山容が市内の多くの場所で 見ることが出来ることから「安曇野のシンボル」とも 呼ばれているそうです。また、松本城の西側にある宮 渕地区には、雄大な常念岳を直線上に見ることが出来 る「常念通り」と呼ばれる通りもあるように、古くか ら住民に親しまれてまいりました。

常念岳という名称の由来については様々な説があるようで、「昔、毎年暮れに不思議な常念坊という山姥が酒屋に酒を買いに来たからという説」や、「かの八面大王の重臣に常念坊というものがおり、坂上田村麻呂による大王討伐の際に常念坊がこの山へ逃げ込んだからという説」、「(常念岳で)盗伐していた木こりが、山の頂から常に念仏が聞こえるようになり、罪の意識から逃げ出したからという説」など、様々な説があります。

また、常念岳と季節に関する話として『雪形(山腹に岩肌と積雪が織りなす模様。人や何かの形に見立て

てもるまに前にまたすいのののののののののののののののののではでいまででは、ではいいいでは、いいいのでは、いいいのでは、いいいのでは、いいいのでは、いいのでは



うな雪形が見られるのですが、これを「常念坊」とよび、安曇野に田植えの時期を知らせる雪形とされています。(安曇野名誉市民の山岳写真家の田淵行男が、『山の紋章 雪形』の著書でこの雪形を紹介しています。)

また、常念岳には多様な生き物が生息しておりホシガラス、メボソムシクイといった貴重な鳥類やツキノワグマ、カモシカ、キツネ、ニホンザルなどの哺乳類が生息していて、近代登山史以前から猟師の狩猟場となっていました。また、標高約2,400mの上部は森林限界を越える高山帯でライチョウの生息地であり、常念乗越など周辺の山域にはミヤマモンキチョウやタカネヒカゲなどの高山蝶が生息し、かの田淵行男氏も100回以上常念岳に登り、高山蝶の研究を行っていたそうです。

これから夏山シーズンに入ります。常念岳にまつわる知識を持って登られるとまた違った楽しみができるかもしれませんね!

(菅野和光編集委員)